

身上保護の実務 ～意思決定支援等～

成年後見制度利用促進専門家会議委員
日弁連高齢者・障害者権利支援センター運営委員
三部会(成年後見制度・意思決定支援部会)委員
一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク副代表
日本司法支援センター本部
シニア常勤弁護士 水島俊彦

講師 プロフィール



水島 俊彦

NHKクローズアップ現代
2022年11月14日出演
「親のお金をどう守る
認知症600万人の資産管理」
<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4724/>

2010-



2014-2015



2016-



2017-



2020-



常勤弁護士(シニア)

民事法律扶助・刑事弁護・成年後見
司法ソーシャルワーク・司法アクセス向上
立教大学大学院講師・研究員
明治学院大学講師 等

英国エセックス大学人権センター

客員研究員

調査テーマ
「代行決定制度から支援付き意思決定
制度へのパラダイムシフトの可能性」

成年後見制度利用促進専門家会議委員

本人にとってメリットのある成年後見制度・
実務への転換を目指す

一社)日本意思決定支援ネットワーク 副代表

ミッション：誰もが心からの希望に基づいて
意思決定することのできる社会の実現

英國式意思決定支援ツール 「トーキングマット」正規トレーナー

“揺れるこころを見える化する”カード



意思決定支援の基本的考え方

～だれもが「私の人生の主人公は、私」～

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用促進現状調査
事業成果物より引用（講師は共同制作メンバーの一人）

はじめに

私の体験をふりかえろうー誰もが当事者ー

①

あなたの人生を振り返って
みましょう。
特に印象に残った「決定・選択」に
はどんなものがありましたか？

②

そのとき、あなたはどんな風
に「決定・選択」しましたか？
誰かに相談しましたか？何かに背中を
押されましたか？決めることに悩んだ
としたら、それはどうしてですか？

③

もしもそのとき、あなたの周りのすべ
ての人が、あなたの「決定・選択」を無視
して、反対の方向に強引に進めたとし
たら、どのようなことが起き、あなたは
どのような気持ちになるでしょうか。



令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用
促進現状調査事業成果物より引用

そもそも・・・・

意思決定支援

支援付き 意思決定
(Supported Decision-Making)

ってなんだろう？

「本人の意思を尊重」することと同じ？違う？

厚生労働省 ご本人らしい生き方にたどり着く意思決定支援のために（2022年）2頁より引用

こんな時、あなたなら、
どうしますか？

知的障害があり、グループホームに暮らすFさんは、
ある日突然、「犬を飼いたい」と訴えてきました。

Fさんの気持ちを考えた時、
あなただったら、どのように対応しますか？
このグループホームは、
ペットを飼うことを禁止しています。



- ①グループホームでは犬を飼えないことを説明し、説得する
- ②グループホームにお願いして、犬を飼えるようにしてもらう
- ③

こんな時、あなたなら、どうしますか？

支援者Aさんの考え方

- 大きな犬を飼いたいって言っても、そもそもペット一度も育てたことないよね…？
- このグループホームはペット禁止なんだし、諦めてもらうよう説得するしかないか…。
- 万が一何かあってからでは遅いし、私も責任は取れないし…。正しい選択ができるように導いてあげるのも意思決定支援だよね。
- どうしようかな。頭ごなしで言っちゃうと怒るだろうし。…そうだ！ぬいぐるみだったらグループホームでも大丈夫だろうし、Fさんも喜ぶだろうから、大きな犬のぬいぐるみを買ってあげよう！

支援者Bさんの考え方

- Fさんが「犬を飼いたい」って言っているのだから、それをとことん実現してあげるのが意思決定支援でしょう。
- とにかくグループホームにお願いして、犬を飼えるように働きかけなきゃ。それでもダメなら、犬が飼えるよう住まいを見つけて転居するしかない。
- 本人が決めしたことなんだから、その結果、グループホームを追い出されちゃったり、お金が無くなっちゃったりしたとしても、自己責任だよね。

なぜ「意思決定支援」への関心が高まりつつあるのでしょうか？

- 2014年1月 障害者権利条約を日本が批准
 - 批准国は、最善の利益に基づく代行決定制度から、本人の意思、選好及び価値観を重視した「支援付き意思決定」制度への転換が求められた。
- 2017年3月 成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定
 - 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善のために、意思決定支援・身上保護も重視した後見人の選任・交代が求められた。
- 2017年3月～2020年10月 「意思決定支援」ガイドライン登場
 - 障害福祉サービスを受けている人、認知機能が低下しつつある人、人生の最終段階において医療ケアが必要とされている人、成年被後見人など、さまざまな対象者を支援するための、各種「意思決定支援」ガイドラインが厚生労働省等から策定された。
- 2022年8月 国連障害者権利委員会による対日審査
- 2022年10月 同委員会による総括所見（勧告）
- 2024年1月 共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行
 - 同年4月 法制審議会民法（成年後見等関係）部会が発足
 - 同年6月 地域共生社会の在り方検討会議が新設

2024. 1. 1 施行

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

社会保障審議会 介護保険部会（第107回）における厚生労働省老健局資料より引用 ※黄色マーカーは講師による。

障害者権利条約のコンセプト

Ver.2



障害のあるすべての人々が
他の人と平等に、自ら選択する
ことのできる機会を保障
＝チョイス（自己選択）

地域社会の中で生活する権利、
(本人にとって) 意味のある生
活を送ることを保障
＝コントロール（主導権）

『保護・医学モデル』→『人権・社会モデル』
支援付き意思決定の仕組みの確立

意思決定(自己決定)は人権?

教育を受ける・学校を選ぶ
友人・**団体**をつくる
自由に**表現**する
投票に行く
自由に**移動**・旅行する
虐待・搾取**されない**
結婚をする
子どもを生み・育てる
仕事をする・**経営**をする
お金を管理する
様々な**情報**を得る

他にも
多数

「障害のある人」は皆さんと同じように、自ら意思決定ができますか？



同じように意思決定を行うことができていない?
障害があるから、周りが決めてしまうのも仕方ない?
…それって「**差別**」では?

人権とは？ 条約とは？

人権とは、

生まれてきた人間すべてに対して、その人が能力を発揮できるように、
政府はそれを助ける義務がある。その助けを要求する権利が人権。

人権は誰にでもある。（国連人権高等弁務官事務所）

人権の実現のために政府が行うべき義務とは？

- ◆ **尊重義務** respect 人がすることを尊重し、不当に制限しないこと
 - ◆ **保護義務** protect 人を虐待から守ること
 - ◆ **充足義務** fulfil 人が能力を発揮できる条件を整えること
- これらの義務を具体化しているのが「**国際人権条約**」

藤田早苗「武器としての国際人権－日本の貧困・報道・差別」第一部第一章参照

障害者権利条約第12条 障害者権利委員会の総括所見 (2022/10/7)

28.一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に**勧告**する。

- (a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために**民法を改正**すること。
- (b) 必要としる支援の水準や形態にかかわらず、全ての障害者の**自律、意思及び選好を尊重する支援を受けて意思決定をする仕組み**を設置すること。

仮訳：外務省

★国連は、代行決定型社会ではなく、支援付き意思決定
（意思決定支援）型社会を求めている。

「どんな人にも意思表明の力ある」

ニコルソンさんはこう言う。

「どんな人でも意思を表明する力を持っています。言葉をうまく話せない人にも意思はあるのです。でも、その夢や希望をくみ取ることができるかどうかは、聞き手の力量にかかっています」

聞き手の力こそが必要——。その言葉に従い、会場では以下のようなやりとりが続いた。質問と対話を繰り返し、時間をかけて少しづつ心理的な壁を崩していく。それがSDMの特徴だ。答えてているのは知的障がいのある男性だ。



SDM-Japan Facebookページ

<https://www.facebook.com/sdmjapan>

Supported by
 日本財団
THE NIPPON FOUNDATION

Yahoo!ニュース
特集「本当は何を望んでいるの？」
—認知症高齢者 その意思是はどこに
2017/10/26(木)
配信

<https://news.yahoo.co.jp/feature/795>

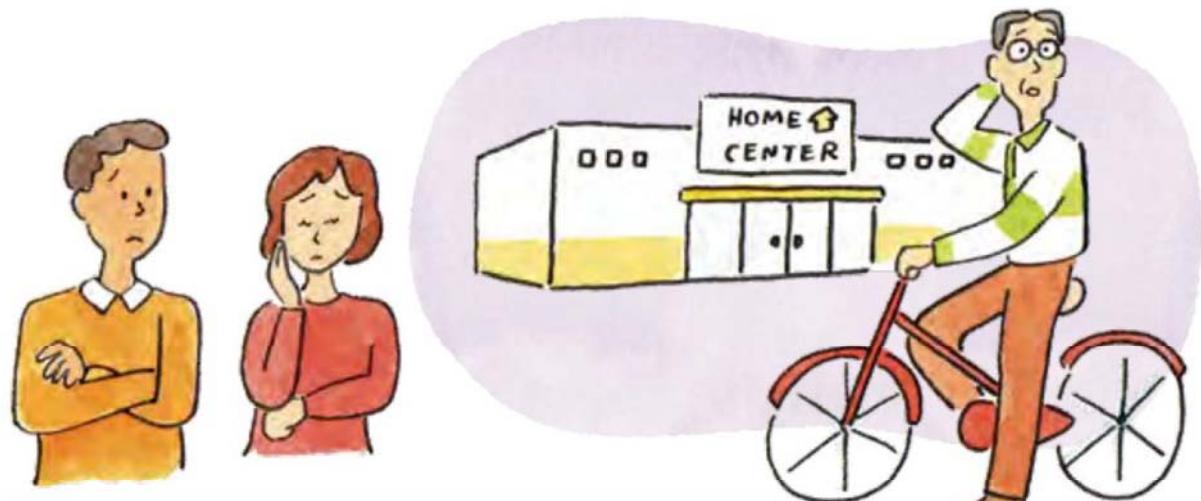
15

こんなことがありました

認知症があり、要介護1のBさん。日曜大工が趣味で、自転車に乗ってよく近所のホームセンターに買い物に行っていました。

しかし、事故や途中で道に迷うことを心配した家族は、ケアマネジャーに鍵を取り上げて自転車を処分したいと相談。「必要なものは買ってきてあげるから、もうやめて」と、Bさんに詰め寄ると、「もういい、分かった」と言い残して、Bさんは部屋を出て行ってしまいました。

家族はBさんが納得してくれたと喜んでいましたが、ケアマネジャーには、Bさんがとても元気がないように見えました。



どう考える？

Bさんが言葉にしたことは、
Bさんの思いの全てなのでしょうか？

どうしてBさんは、
元気がなくなってしまったのでしょうか？

難しいことを決められる時って、どういう時でしょうか？
一般論で正しいと思えることだけが、正解でしょうか？

厚生労働省 ご本人らしい生き方にたどり着く意思決定支援のために（2022年）8頁より引用

客観的な最善の利益型視点に基づく …意思決定支援？あるある



- ホームセンターに行きたいんだ。
⇒ 途中で道に迷っちゃうと心配だから…やめてね？
- 自転車を使いたいんだよ。
⇒ 私たちが車で連れて行ってあげるからいいでしょ？
- ゆっくりと材料を選びたいんだ。
⇒ 必要なものは私たちが買ってきてあげるからね。
- ホームセンターの隣のコーヒー店で一服…
⇒ コーヒーならヘルパーさんに入れてもらえばいいじゃない？



…「心配」だから、私たちに任せてね！
=最善の利益(良かれと思って…)?

表出された意思・心からの希望 型視点に基づく

本来の意思決定支援とは？



- ホームセンターに行きたいんだ。
⇒ ホームセンターでどんなことをしているの？

- 自転車を使いたいんだよ。
⇒ ホームセンターと自宅の間にはどんな楽しみがあるの？

- ゆっくりと材料を選びたいんだ。
⇒ 材料を選ぶときにどんなことを考えているの？

- ホームセンターの隣のコーヒー店で一服…
⇒ あなたにとって落ち着ける場所はどんなところ？



**本当は何を望んでいるの？
思いを実現するための工夫も一緒に考えよう！**

◆本人の奥底にある希望(感情)を引き出すためには
「最善の利益」の発想から一旦離れる必要あり。

意思決定支援（支援付き意思決定）と 代行決定の違いを意識する

意思決定全体のプロセス

意思決定支援（支援付き意思決定）=本人が意思決定主体

①表出された意思・心からの希望の探求

↓ 支援を尽くしても本人の意思決定・意思確認がどうしても困難な場合等

②合理的根拠に基づく意思推定（意思と選好に基づく最善の解釈）

↓ 意思推定すら困難な場合、見過ごすことのできない重大な影響がある場合等

③本人にとっての最善の利益の追求

代行決定=第三者が意思決定主体

「（客観面を重視した）最善の利益」を「支援付き意思決定」の場面に持ちこむと
…本人意思が引っ張られて、事実上の「代行決定」になりやすい？



- a. 意思決定支援をやると意思決定できるという誤認。
- b. 意思決定支援をやつたら意思決定してもらわないといけないという誤認。
- c. 意思決定支援のゴールが意思決定にあるという誤認。
- d. 「意思決定支援しなくて良いときは支援しない」があることの確認。

一社) 日本意思決定支援ネットワーク代表
名川勝氏作成スライドより引用 (2022)

意思決定支援事態の多くは、しなければならない他者もしくは周囲からの始発による解決要請事態？

→意思決定支援と言っている場面の多くは、自分から考えたり決めたりしないことじゃなくて、決めろと(決めてくださいと)言われて決めることばかりではないでしょうか?
【例えば、急に「どこに住みたい?」と聞かれても、私たちも答えられない】

そのような要請事態は、自分の用意したわけではない環境提供や情報整理がなされ、心理的には認識枠組みが本人にとって不慣れである。そのため理解や判断、決定はいっそう困難。

研究班 名川勝委員作成スライドより
引用 (2019.5.31)

意思決定支援のゴール



- a. 意思決定支援のゴールは主権の維持にある。そしてそれは、choice and control を保障することである。そしてその関連として、自己効力感(self-efficacy)の向上や関係性の向上がある。

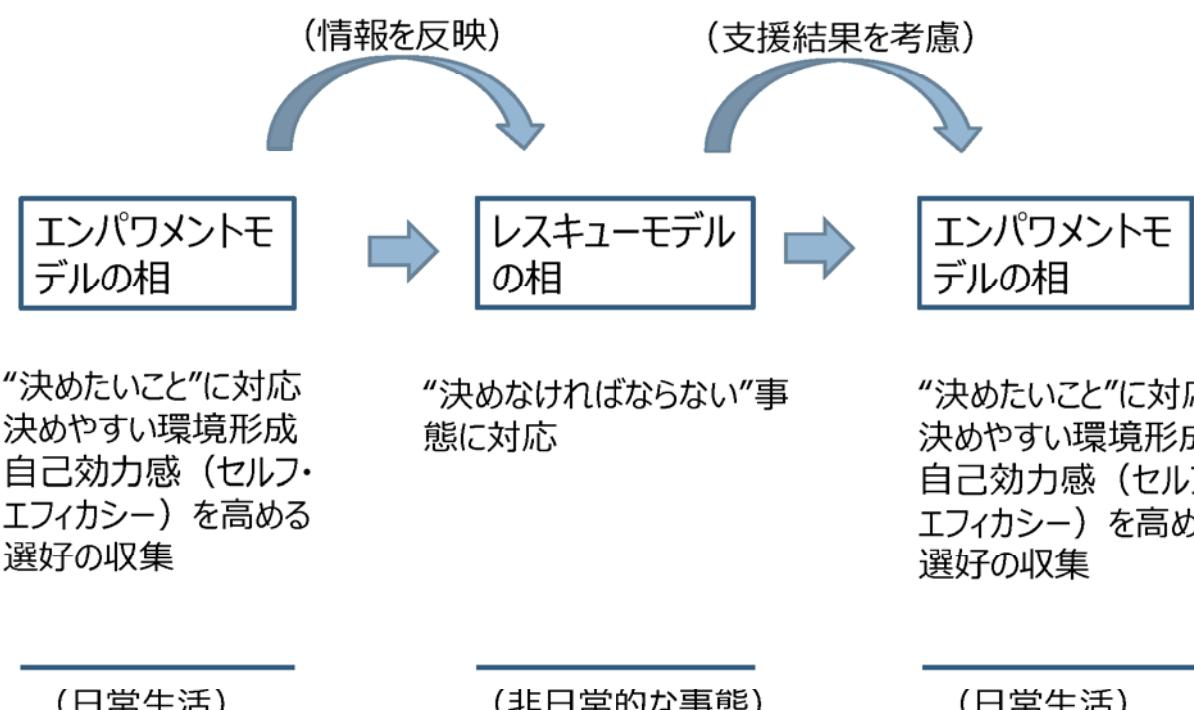
「意思決定支援」における私たちの仕事は、何を提供すべきかではなく、本人が何を言いたいか、何を望んでいるかを聞くこと。知ること。

- b. 前述の誤認を加速(助長)させるのが、「決めなければいけない」事態。

一社)日本意思決定支援ネットワーク代表
名川勝氏作成スライドより引用 (2022)

日常生活における 意思決定の支援との接続

研究班 名川勝委員作成スライドより
引用 (2019.5.31)



意思決定支援(支援付き意思決定)を 適切に理解するための4つのポイント

- 支援付き意思決定（意思決定支援）は、障害者権利条約に基づく「社会モデル」「人権モデル」の考え方が基礎にあること。
- 本来の意思決定支援は、**どんな人にも意思がある**ことを大前提に、「**本人の心からの希望**」の探求から始まるものであること。
- 意思決定支援を取り組むにあたっては、最善の利益に寄りがちな「**支援者フィルター**」や周囲の理解も含めた「**支援者側の壁**」がある。そのため、ガイドライン等を活用し、意思決定支援に取り組みやすくなる**チーム体制の構築**が重要であること。
- 意思決定支援のゴールは個々の意思決定そのものではなく、本人のチョイス＆コントロール（自己選択と主導権）が保障されることで、**自己効力感**が高められていくことに重要な意義があること。

意思決定支援の基本 ～ガイドラインとプロセス～

5つの「意思決定支援」ガイドライン

(2024.8時点)

- ◆ **障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン**
(2017.3 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部)
- ◆ **認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン**
(2018.6 厚生労働省 老健局総務課認知症施策推進室)
- ◆ **人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン**
(2018.3 厚生労働省 医政局地域医療計画課)
 - ◆ **身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン** (2019.5 厚生労働省 医政局総務課)
- ◆ **意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン**
(2020.10 意思決定支援ワーキング・グループ)

5つのガイドラインの概要

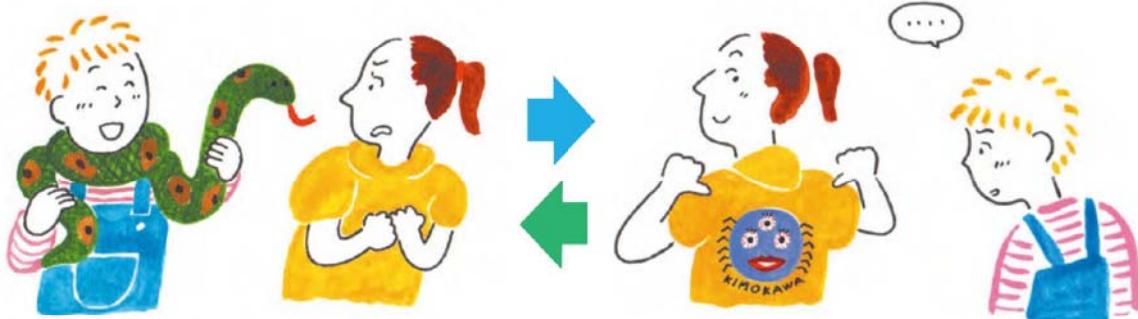
	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン <small>※身寄りがない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く</small>	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン
だれのために?	●障害のある人 知的障害、精神障害、発達障害のある人など、障害福祉サービスを必要とする人	●認知症の人 認知機能の低下が疑われる人も含む	●人生の最終段階を迎えた人	●身寄りのない人 医療に係る意思決定が困難な人	●成年後見人 ●被保佐人 ●被補助人
だれに?	●事業者等	●周囲の人	●医療従事者介護従事者家族等	●医療従事者介護従事者成年後見人等	●成年後見人 ●被保佐人 ●補助人 ●中核機関 ●行政職員等
どのようなときに?	日常生活・社会生活の意思決定の場面	日常生活・社会生活の意思決定の場面	人生の最終段階	入院・医療に係る意思決定が困難な場面	本人にとって重大な影響を与えるような法律行為+付随した事実行為の場面
どのような方法(姿勢)で?	チーム+本人の環境調整+本人による決定の支援	チーム+本人の環境調整+意思形成・表明・実現支援	チーム+適切な情報提供+本人による決定の支援	同左	チーム+本人の環境調整+意思形成・表明支援 <small>※実現支援は、後見人等の身上保護の一環として取り組むこととされている</small>
本人の意思確認が難しいときは?	推定意思・選好の尊重(優先) →本人にとっての最善の利益の追求(最後の手段)	推定意思・選好の尊重 <small>※代理代行決定については本ガイドラインの対象外とすることを明記</small>	推定意思の尊重+本人にとっての最善の方針に基づく対応	同左	推定意思・選好の尊重(優先) →本人にとっての最善の利益の追求(最後の手段)

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用促進現状調査事業成果物より引用

1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

“私(本人)”の視点から考える

時に、あなたにとって重要なことが、私にとって重要ではないことがあります。また、その逆もあります。



意思決定支援では、支援する側の視点ではなく、“私(本人)”の視点に立ちます。

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用
促進現状調査事業成果物より引用

1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

チームで支える、一緒に支える

だれもが意思決定をする当事者であり、同時に本人にかかわる人です。一人で生きている人はいません。支えられながら、誰かを支えています。その全ての人が、お互いに支え合いながら「私の人生の主人公は私」という人生を生きています。チームで支える、一緒に支えるという意識で取り組みましょう。



令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用
促進現状調査事業成果物より引用

1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

いつでもどこでも



- 食べ物、洋服を選ぶ
- 買い物をする
- 行きたい場所を決める、移動の方法を選ぶ
- どういうスタイルで過ごすか
(だらだら、てきぱき、スケジュールを決めて? そのときの気分で?)

- 暮らし方 (誰と? 一人で? ずっと同じ場所で? 場所を変えながら?)
- お金のこと (管理の方法、誰かにサポートしてもらう?)
- 介護サービス、障害福祉サービスを選ぶ
- 医療サービスを選ぶ

生活、人生は意思決定の連続です。だれもが、何かを選んだり、選ばなかったり、迷って決められなかったり、選ぶのに失敗したり、上手くいったりをくり返しながら、生活しています。

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用促進現状調査事業成果物より引用

1 意思決定支援と代行決定

意思決定支援における後見人等の立ち位置

本人と支援者の本質的な関係 ①

本人(支援の受け手)は、支援者との関係において、対等な立場に立ちにくい心理的制約を抱えている。

「おそれ」

こんなこと言ったら、
○○してもらえない
なるかも…。

「自己抑制」

お世話になっているのに、
わがまま言えない…。

「あきらめ」

言っても
しょうがない…。

本人と支援者の本質的な関係 ②

支援者の価値観による…

- 利益 ●保護 ●安全

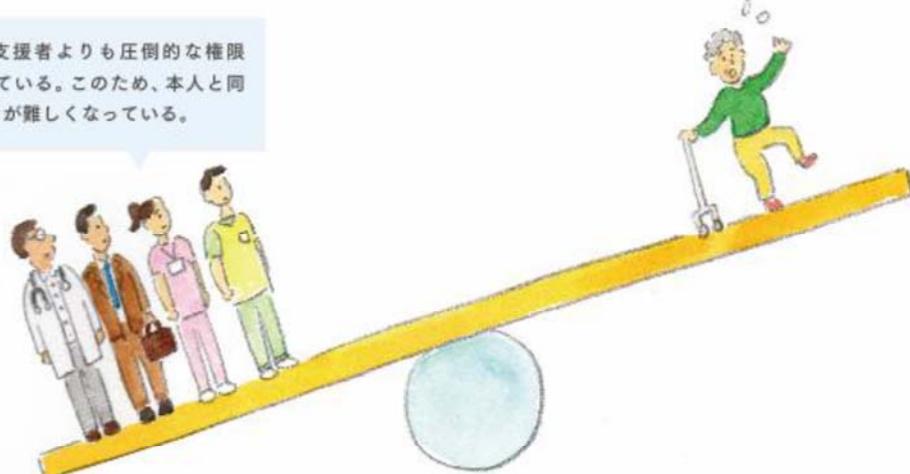
緊張関係

目的の非対称性

本人の・人間としての…

- 個人の自由 ●尊厳 ●生き方の選択

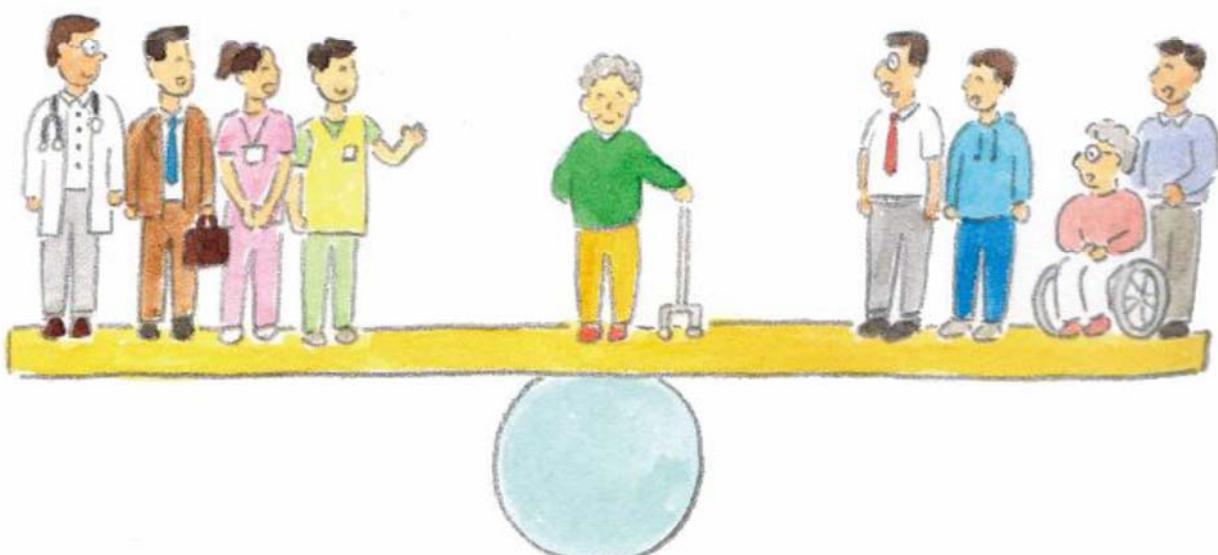
後見人等は、他の支援者よりも圧倒的な権限（代理権等）を有している。このため、本人と同等の立場に立つことが難しくなっている。



厚生労働省 後見人等を対象とした意思決定支援研修 第1章16頁より引用

チームの弊害を意識した支援

関係のバランスがとれた状態。



厚生労働省 後見人等を対象とした意思決定支援研修 第1章19頁より引用

2 意思決定支援のポイント

プロセス：たくさんの歯車をかみあわせる



本人には「意思」があり、決める力があるという前提に立ち、かかわりのなかで、その意思を尊重して支えていく。

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用
促進現状調査事業成果物より引用

2 意思決定支援のポイント

信頼関係の構築

本人のこと、特性、適切な
コミュニケーションの取り方を
よく知ることが大切です。

- ① 本人を知ること（好き、嫌い、
大切に思うこと、得意、苦手な
こと等）

- ② 本人を知るための関係づくり
やコミュニケーションの取り
方を知ること



令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用
促進現状調査事業成果物より引用

2 意思決定支援のポイント

人的・物的環境整備

- ① 周囲の人の態度や関係によって、本人の意思決定は影響を受けます。

本人の意思を尊重する態度、本人が安心できるような態度、本人との間の信頼関係、関係性への心配りが必要となります。否定しないで聞く、という姿勢が大切です。「ただ、そばにいる」という支援もあります。



- ② 物理的環境や時間帯によっても、本人の意思決定は影響を受けます。

なるべく本人が慣れた場所で、本人が一番力を発揮できる時間帯で意思決定支援を行うことが望されます。



令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用
促進現状調査事業成果物より引用

2 意思決定支援のポイント

意思形成支援：ケバブは知らないや食べられない

適切な情報、環境、認識の下で、
意思が形成されることを支援します。

「なんて書いてあるの？」
メニューから注文しよう
としても、メニューが読
めなければ選べない。

「ケバブってなに？」
メニューが読めたとして
も食べたことがない料理
を選ぶことは難しい。

考えを邪魔するような働きかけがあると決めるこ
とは難しい。



意思を決定するためには、その内容についての適切な情報が必要となります。

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用
促進現状調査事業成果物より引用

2 意思決定支援のポイント

意思表明支援

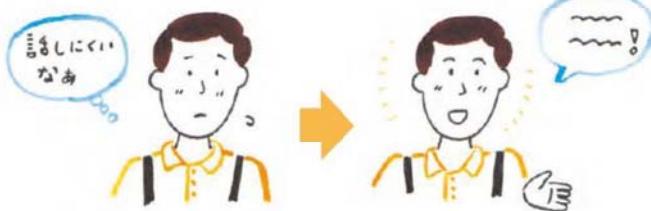
形成された意思を適切に表明・表出することを支援します。

「早く決めて!」「前に決めたことと違う!」など、支援者が決断を迫る態度で接したり、本人の以前の発言の責任を問う態度で接すると心からの希望を表現・表明しにくい。

本人の表明した意思に疑問や迷いがあるときは、意思形成プロセスを振り返り、再度確認する。

「選んだ理由を聞いてもいい?」
言葉で表現されていることは別の「本当の思い」があることもある。

時間の経過で意思は変わることもある。また重要な決定は、再度確認することも必要である。



心の中で決めていても、それを表明・表出するには、適切な環境が必要となります。

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用促進現状調査事業成果物より引用

2 意思決定支援のポイント

意思実現支援

本人の意思を日常生活・社会生活に反映することを支援します。

「あなたには無理じゃない?」
本人の意思が無視されたり否定されたりすることが続くと、意思形成、意思表明の意欲は弱まる。

「食べたい」「自分でつくりたい」
意思実現のプロセスにおいても本人がその能力を最大限に活用して参加することが本人の力となる。

本人の意思と本人以外の人の意思が相反してしまい、本人の意見だけを尊重できない場合でも、だれかが我慢するのではなく、みんなの意思が尊重される選択肢はないか諦めずに考えることが大切。



本人とともに意思の実現を目指して取り組むことが、(本人やチームの)経験の豊かさにもつながります。

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用促進現状調査事業成果物より引用

3 実践と原則

意思決定支援の原則

①

どのような人であっても、本人には意思があり、決める力があるという前提に立って、意思決定支援をします

②

本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くします

③

不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に決める力がないと判断せず、尊重します



令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用促進現状調査事業成果物より引用

3 実践と原則

大切なに、難しい。それはなぜ？

①

「意思」そのものがもつ難しさ

- 意思は変化していくもの
- 言葉と心、行動は必ずしも一致しない
- だから、他者が本人の意思を把握することは難しい

②

「正解」がない難しさ

- 選んだ瞬間はベストだと思っていたものが、時がたつと後悔に変わったり、その逆もある
- いろいろな評価があって、何が正解かが分からない
- 誰から見たか、どの時点から見たかで、正解が違ってくる

④

さまざまな「場面」で行われる難しさ

- 生活、人生は意思決定の連続
- さまざまな対象、場面についての意思決定支援のガイドラインがあるが、実際の生活では、場面は綺麗に分かれていない

③

いろいろな「人」が関わる難しさ

- いろいろな視点・価値観をもつ人が関わることが大切(ひとりよがりにならない)
- けれども、立場や職種によって意見が異なり、一致しない
- みんなの事情を優先することも起こりやすい

いろいろな難しさがあるからこそ、意思決定支援の原則は、共有しておくことが大切です。

令和4年度厚生労働省委託事業成年後見制度利用
促進現状調査事業成果物より引用

私のことは、 私とともに 決めてほしい

～意思決定支援をふまえた
後見事務のガイドラインを学ぶ～

① 意思決定支援と代行決定

なぜ、意思決定支援なのか

意思決定支援が目指すもの

後見人等のみではなく、さまざまな事業者や地域住人を含めた社会全体によって、判断能力が不十分な方の意思を尊重し、権利を擁護する地域共生の取組みを全国的に進めていくもの。



ロールプレイ -体験から考えよう①-

自分の意思を確認してもらえない、表明しても無視されるロールプレイ

【あなたの状況】（設定）

- あなたは80代で、脳梗塞の後遺症により失語症を発症しています。
- 有料老人ホームに入所中ですが、家に帰りたいと思っています。
- 有料老人ホームは、居心地が良いわけでもなく、食事も美味しいないと感じています。
- 孫のような若い職員に生意気な口をきかれ、バカにされているような気持になります。
- そんな中、今日久しぶりに後見人が面会に訪れました。

ロールプレイ

1

- あなたは、言葉をうまく発することができません。
- あなたは、首をうまく動かせないので、話しかけられても、頷くことすらできません。

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」
スライドより引用

ロールプレイ -体験から考えよう②-

自分の意思を確認してもらえない、表明しても無視されるロールプレイ その2

【あなたの状況】（設定）

- あなたは50代で自閉症です。
- グループホームへ入居し、作業所へ通っています。
- 趣味は傘を集めることです。傘は、幼い頃に雨のなか母親と楽しく遊んだ思い出のあるものであり、楽しい子ども時代の象徴です。
- 集めてきた傘に囲まれているととても落ち着いた気分になります。一方で、傘が無くなると、自分の居場所が無くなってしまうような気持ちになり、不安になります。
- そんな中、今日久しぶりに後見人が面会に訪れました。

ロールプレイ

2

- あなたは、言葉をうまく発することができません。
- あなたは、気持ちを外に表現することができません。

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」
スライドより引用

当事者の言葉から(残念な事例)①

●スマホを選びにヘルパーと一緒にショッピングまで行って、欲しいものを何時間もかけて決めたのに、後見人に契約を依頼したら、(何の相談もなく)黒のガラケーが郵送されてきて、本人はとても悲しんだ。

(障がい者団体)

●本当は、施設から出たいと思っているのに、職員は取り合ってくれない。後見人に連絡しようにも、年に1、2回しか施設に来てくれず、いざ相談しても「施設の人とよく話し合ってください。」と言われてしまった。話を聞いてもらえない。

(被保佐人・電話相談)



●本人のために日用品や嗜好品の購入でしたが、後見人より「必要ない」「お金を使いすぎ」との話があった。施設側の説明不足もあったが生活状況等をまったく確認もしていない状況であり疑問に感じた。

(障がい者施設)

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」
スライドより引用

当事者の言葉から(残念な事例)②

●関係者全員で施設入所の検討を始めたところ、後見人は本人の意思を確認することなく、特別養護老人ホーム以外の選択肢を認めない。また、本人の意思を確認した上で他の選択肢を提案しても、後見人は聞く耳を持たず、ケア会議への参加を拒否し欠席した。

(障がい者支援団体)

●「面会に来ない」「面会に来ても聴聞するのみ」「本人のための積極的なサポートがまったくない」「管理のみ」「施設任せ」

(本人のご家族)



●サービス担当者会議において、本人がどのようなサービスを利用したいか、発言しようとしているのに、「時間がないから」「現実的ではないから」といって後見人が決めてしまった。

(障がい者支援団体)

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」
スライドより引用

当事者の言葉から ①

● 後見人は月1回程度しか面談しないため、本人のことをあまり知ることができない。そのため普段から本人と関わりのある支援者の視点も大切にして、本人の意思を汲み取ることができるよう活動して欲しい。

(障がい者団体)

● 特に後見類型の場合は、包括的代理権が後見人に与えられるため、本人が不在（の代行決定）なことがある。後見類型であっても本人に意思を確認の上、常に本人中心の支援をして欲しい。

(障がい者団体)

● 障害を持つ場合、本人との意思疎通を取ることが難しいため、後見人は施設職員等と連携を取ることが多くなるが、本人の代弁者という意識をもって、支援してほしい。

(障がい者団体)

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」
スライドより引用

当事者の言葉から ②

● 本人の意思を尊重した結果、多くの人が選択しない方法を実現しようとすると、「責任が負えない」という後見人がいる。逆に、後見人が代理代行決定したこと（の結果責任）にどのような責任を負っているのか。

(障がい者団体)

● 与えられた権限について、裁量があるからといって無限定に行使して良いわけではない。意思決定支援のプロセスを常に意識し、まずは、チーム全体で、本人による意思決定のベストチャンス（最適な環境）を整えるための努力を忘れないでほしい。

(障がい者団体)

● （意思決定による）将来の結果を引き受けるのは本人である。チームで決めたから免責になる（共同決定したからよい）ということではない。とにかく後見人や周囲の人は、緊張感を持って取り組んでほしい。

(障がい者団体)

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」
スライドより引用

事例から考える意思決定支援(再掲) あなたが保佐人ならどのように考えますか？

- 本人は90代の女性。数年前にアルツハイマー型認知症と診断されている。
- 夫はすでに死去。子供1名（別居）はいるが他の親族とは疎遠。
- 収入は年金のみ。資産は預貯金と自宅不動産。
- 老人ホームの利用料を預貯金から支払っているが、そう遠くない将来に預貯金が底をつくため、老人ホームの利用を継続するためには自宅売却による資金確保が必要。
- 老人ホームの支援員によると、本人からは最近になって「**家に帰りたい**」という話が出てきているという。
- 支援者の話し合いでは「**自宅にて一人で生活するのはリスクが高い**」だろう。ホームへの生活を継続すべきであり、**自宅売却を早急に行なったほうがよい**」という意見が出ている。
- 保佐人は数年前から就任。支援者から「**どうするかは保佐人が決めてほしい**」と言われている。



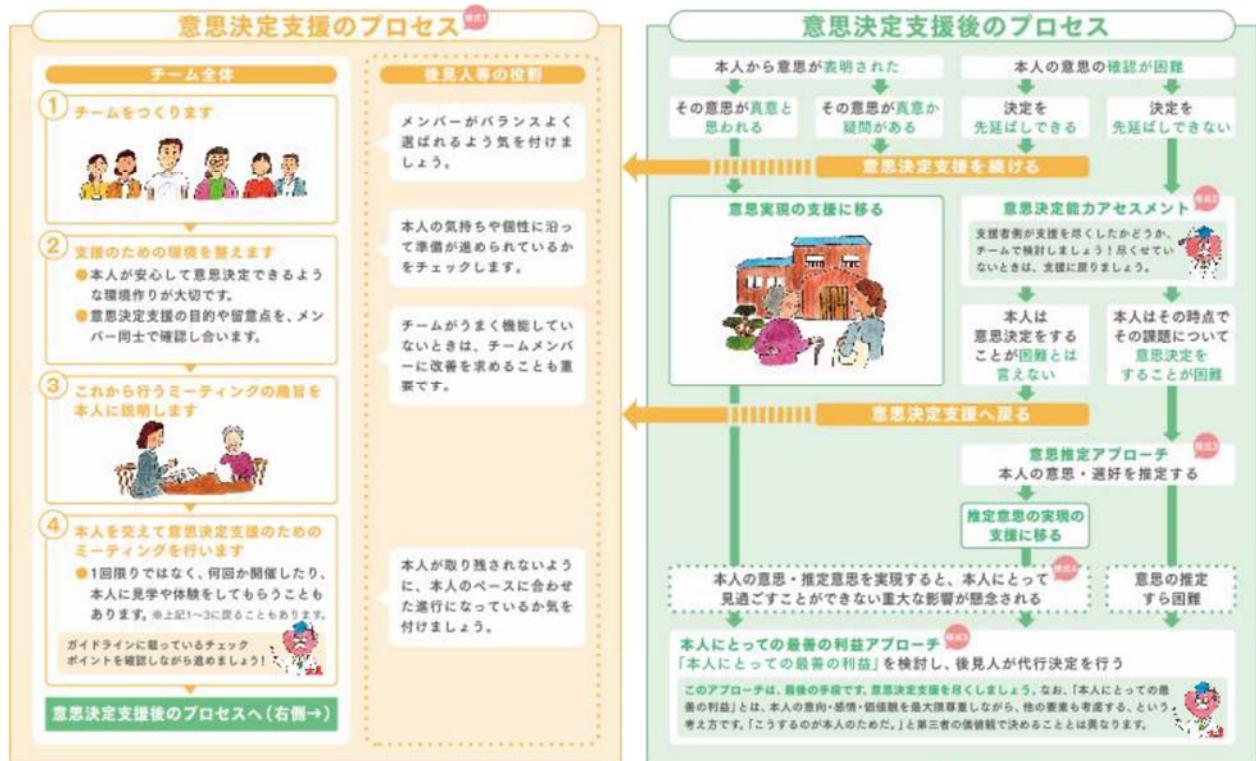
厚労省老人保健健康増進等事業
認知症の人の意思決定支援ガイドライン研修講習会テキスト参照

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

後見人等として意思決定支援を行う場面とは？
本人にとって重大な影響を与えるような
契約等をする場合は、意思決定支援が必要です。

●施設への入所など、本人の住む場所に関する決定を行う場合
●自宅や高額な資産を売却する場合
●特定の親族に対する贈与を行う場合など

すべての人には、自分のことを決める力があるというものが支援の出発点です。意思決定支援は、後見ひとりで行うのではなく、チームで行います。



意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則

1. 意思決定能力の存在推定
2. 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性
3. 不合理にみえる決定 ≠ 意思決定能力がない
-
4. 本人の推定意思に基づく代行決定
-
5. 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定
6. 代行決定の限定行使
7. 第1原則へ戻る

この原則は、意思決定支援と代行決定の考え方の1つとして示しているものです。

第4原則については、成年後見人等に広い法的代理権(権限)を持つ存在であることから、より慎重な対応が求められる代行決定の領域に位置付けています。

厚生労働省「後見人等への意思決定支援研修」
スライドより引用

第1原則／意思決定支援の原則①

意思決定支援については様々な考え方があります。
考え方の1つとして紹介するものです。

第1原則 意思決定能力の存在推定

全ての人は意思決定能力があることが推定される。

どのような人でもあっても、本人には意思があり、
決める力があるという前提に立って、意思決定支援をします。



本人には決める力がある
という前提で関わる



意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン
研修資料より引用

第2原則／意思決定支援の原則②

第2原則 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性

本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を
尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

意思決定のための最適な環境（ベストチャンス）を整えるための
支援をし尽くさなければ、代わりに決めることはできません。



あらゆる支援をし尽くして

意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン
研修資料より引用

第3原則／意思決定支援の原則③

第3原則 不合理にみえる決定≠意思決定能力がないということ

一見すると不合理にみえる意思決定でも、
それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

後見人等からみて、合理的とはいえない判断をしたとしても、
それだけで意思決定能力がないと考えてはいけません。



不合理にみえる決定も 尊重されるべき

意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン
研修資料より引用

第4原則／代行決定の原則①

後見人等には法的代理権が付与されていることから、代行決定の原則として整理しています。

第4原則 推定意思に基づく代行決定

意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。

どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、推定意思に基づく代行決定に移行します。この場合、明確な根拠に基づき、本人の意思を推定します。



○○だから、この人ならば、
○○を選ぶはず

意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン
研修資料より引用

第5原則／代行決定の原則②

第5原則 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定

①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を探らなければならない。

①本人の意思が推定できない場合や、
②表明されている意思が本人にとって見過ごすことができないような重大な影響を生じるものである場合には、

(本人にとっての)最善の利益に基づく方針を探ります。
この場合、本人の信条・価値観、選好を最大限尊重します。



この人にとっての、一番よいことは？

意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン
研修資料より引用

第6原則／他者が決定する場合の原則

第6原則 代行決定の限定行使

本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

本人を護るためにこれ以上先延ばしにできない場合で、さらに他に手段がない場合には、代わりに決めることがあります。代わりに決める際も、本人にとって最も制限が少ない手段を検討します。



どうしても必要なときは、
もっとも制限が少ない方法で

意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン
研修資料より引用

第7原則／意思決定支援の原則へ

第7原則 第1原則へ戻る

一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

代わりに決めなければならなかったとしても、ずっと代わりに決め続けることはできません。
次の意思決定の場面では、「決める力がある」という前提で関わりを始めます。



本人には決める力があるという
前提に戻る

意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン
研修資料より引用

事例で考える意思決定支援(続き) ～ガイドラインに基づく対応例～

- 保佐人は、今回の意思決定が本人にとって重大な決定内容であることを踏まえ、保佐人が全て判断して決めるのではなく、本人自身が意思決定を行う機会を確保するための意思決定支援会議（本人を交えたミーティング）の開催を提案した。また、関係機関との間で本ガイドラインを共有する機会を持ち、本人にとって意思決定しやすい環境を確保するための方法を事前に検討しておくこととした。
- 事前検討で話し合った役割分担に基づき、保佐人は、本人が日中どのような過ごし方を好ましい・苦手と感じているかについて、本人が落ち着ける居心地に、本人が信頼しているホーム内の友人も同席の上、絵カード等を用いながら丁寧に聞き取りを行った。
- 複数回にわたる聞き取りの結果、ご本人はホーム内の居住者や職員との会話を楽しんでいる反面、気分が乗らないときや調子の悪いときにも職員の誘導によりクラブ活動等に参加せざるを得ず、自由な時間をもう少し確保したいという思いがあるようであった。
- 折を見て、本人に「家に帰りたい。」という発言の真意を確かめたところ、「ちょっと嫌なことがあつただけよ。今すぐ帰りたいわけじゃないわ。友人たちと離れて過ごすのは寂しいし。」との発言があった。
- 保佐人は本人に対し、本人の思いを関係者も伝え、これから住まいとお金について一緒に考えるための会議への出席について尋ねたところ、本人は参加を了承した。

事例で考える意思決定支援(続き) ～ガイドラインに基づく対応例～

- 後日、保佐人は本人及び支援者とともに「今後の住まいとお金のことを考える」ための会議に出席した。本日の司会者（ファシリテーター）のケアマネジャーからは、①本人の発言を遮らないこと、②支援者の価値観をおしつけないことが会議ルールとして設定され、全員が合意した上で会議に臨んだ。
- 先日行った本人との対話記録を絵カードの写真付きで関係機関と共有した後、今の暮らしについてどのように感じているか、これからどんな生活を望んでいるのかをまず本人に語っていただくことにした。本人がホーム内のこと少し話しづらそうにしていることについては、保佐人が本人の承諾を得て本人の意向を伝えた。
- 本人は「自宅での生活も考えていたけれど、今は友人が多いホームの中で生活をしたい。できればもう少し自由に行動できるといいね。」と話し、当面の間、ホームで生活していくことについての希望が確認された。ただし、ホーム内の生活面での不満に対応するため、クラブ活動を本人に押し付けることは決してしないこと、外出・外泊の機会について柔軟に対応していくこと等が施設職員間で確認された。

事例で考える意思決定支援(続き) ～ガイドラインに基づく対応例～

- 次に、お金の話題に移った。保佐人から現在の本人の経済状態についての口頭で説明がなされたが、本人が十分に理解できていないのでは？と出席していた本人の友人からの指摘があった。そこで、司会者がホワイトボードに現在の収入と支出、資産の状況について書きとめ、今後の預貯金が1年後には尽きるということをグラフで表現した。本人は、内容を一つ一つ手持ちのノートに書きとめ、「だんだんお金がなくなっちゃうね。」と話した。
- ファシリテーターからは、①ホームに住み続けるために自宅を売る、②ホームには預貯金が尽きるまでは住み、その後は自宅に移る、③ホームを退所し自宅に戻る、という選択肢について、本人視点から導かれるメリット・デメリットを本人及び参加者から挙げてもらうことにした。本人は「あの家は長年過ごしてきた思い出の場所なんだよねえ。私の人生がつまっているんだよ」と発言。
- 結論としては、当面の利用料を支払う預貯金はまだ残されていることから今の段階で売却を決定するのではなく、まずは思い出の品を少しずつ整理していくこととした。自宅の物品を整理していくことにより、本人の意思がどのように変わっていくのかを注意深く関係者は見守ることとなった。
- 保佐人は、今回の会議の結果に沿って意思決定支援を継続することとし、今回は代行決定を行わないことに決めた。

意思決定支援に向けて知っておきたいこと

知っておきたい4つのこと

①

「意思決定支援」では、すべての人には意思があるという前提に立って、本人が自分で自分のことを決めるにあたり、一人ひとりに合わせた支援をおこなうことを大切にします。

②

障害者権利条約には、“私たちのことを私たち抜きで決めないで”(Nothing About us without us)というメッセージがあります。その意思決定に、“私(本人)”は本当の意味で参加していますか。

③

「私の人生を私として生きる」希望どおりといかずとも、いろいろな間違いや不自由もあるけれど、自ら選択し、自分の生活・暮らしを生きていると感じられるでしょうか。

④

それぞれの環境や状況に応じて、必要な配慮や支援を受ける機会が保障され、本人の意思が尊重される社会、本人の尊厳が確保される社会の実現が望まれます。

意思決定支援に関する参考文献のご紹介

意思決定支援と権利擁護の理論的考察・本質に関心があるなら…

日本福祉大学権利擁護研究センター(監修),
平野隆之・田中千枝子・佐藤彰一・上田晴男・小西加保留(編集)

権利擁護がわかる意思決定支援:法と福祉の協働
(ミネルヴァ書房/2018. 6)



ソーシャルワーカーに求められる意思決定支援のあり方を学びたいなら…

公益財団法人 日本社会福祉士会(編)

ソーシャルワーク実践における意思決定支援:
ミクロ・メゾ・マクロシステムの連鎖的变化に向
けたエンパワメント(中央法規/2023. 8)



各種意思決定支援ガイドラインの関係性や活用事例を知りたいなら…

名川勝・水島俊彦・菊本圭一(編著)

事例で学ぶ
福祉専門職のための意思決定支援ガイドブック
(中央法規/2019. 12)

本人の選好や価値観を把握するためのツールの例

認知症の人の日常生活・社会生活における
意思決定支援ガイドライン 読み方と活かし方



←全年齢版

トーキングマット

子ども版→



【支援記録(本人の思い・価値観共有シート)の記載例】

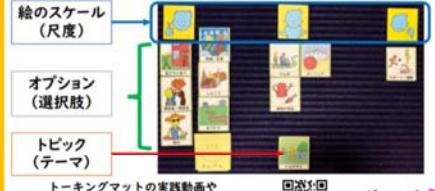
◆2つの事例を踏まえに支援記録の記載例(一部)を確認してみましょう。
書式や書き方にこだわらず、係者と共有しておきたい「本人の思いや価値観の現れ」を書き留めることがポイントです。

日付	情報源 (記入者)	本人の意向・選好・価値観、コミュニケーション方法に関する事実	どのような本人の意志が読み取れるか?(記入者)
○/○	本人 (記入者)	○突然、「便りたい」と話される。 本当に移る場合は、40年間毎日大便していた。 「便りたい?」と質問すると、無理で答えない。 しかし「ムカムカから出ようがない」と思はなかつた。	自宅に便りたいのではないか(ヘルパー) 何からかの理由で、ホームにはいたくないと思っているのではないか(地域包括)
○/○	本人 (施設担当者) (記入者)	日々の過ごし方について能力カードを使ってコミュニケーション ○居住者や職員との対しゃべりの △ひらく活動・普段・寝る △クラブ活動(最初は木に巻く) ×期間・ルール	クラブ活動は嫌ではないけれど、気分が悪くなると嫌なこともあります。 どちらかで隣に隣接され、クラブ活動に参加せざるを得ない。自分の隣に隣接されると少し嫌な感じはないといふ感じがあるのではないか(保健室)
○/○	ヘルパー (ケアマネ)	△にあがむかたにカーデについて「まさに はゆつてみたときもあるのに、 まったくもう。」△ちっくんなどあつたとき △すぐ裏に便りたいけどじゃない。 △人たと離れて過ごすのが嬉しい △	「便りたい?」という発言は、腹痛に対する不満がたまっていたことと関係では?本当に便りたいかどうかはもう少し吟味が必要だ。 記号の意味:△好き・やさしい△中間・不明 ×嫌い・やたらたくない

トーキングマットを楽しく効率的に進めるための7つのステップ TalkingMats

- トピックと目的を説明する
- 絵のスケールを定義する
- オプションカードを手渡す
- 表現を促すための開かれた質問を試みる
- 空白のカードを活動する
- 内容を確認する(カードの位置も変更可能)
- 記録し、次の行動計画につなげる

Talking Mats Ltd 2020 [原文を読まない版] (日本語版)



アドバンス

・

デジタル版



英國スコットランドで開発された本人の思いや価値観を見る化し、本人自身が「考える」ことを支援するためのツール。クラウドファンディングを活用し、「健健康カロリーピング」のフレセット、「子ども・青少年との対話フレセット」の日本語版が開発された。



ガイドラインの補助説明・実践事例などを収載

厚労省ポータルサイト「成年後見はやわかり」

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>

「成年後見制度」わかりやすくお話しします！(ご本人向け)

<https://guardianship.mhlw.go.jp/personal/type/person/>

ご本人らしい生き方にたどり着く「意思決定支援のために」

<https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/>

自分のお金は自由に使えるの？

コンビニなどで日用品の買い物は自由にできます。ですがお金がなくなつて困らないようにお金の出し入れのお手伝いをします。

お金を使いたいと思っているのか、相談してください。

成年後見制度

わかりやすくお話しします！

こんな時、あなたなら、どうしますか？

どう考える？ どう動く？

ご本人らしい生き方にたどり着く
意思決定支援
のために

厚生労働省